

海外で治療を受けたとき(海外療養費)

◆ 国民健康保険に加入している方が、旅行等の海外渡航中に、病気やけがにより海外の医療機関でやむを得ず治療を受けたとき、帰国後に申請することで支払った医療費の一部が払い戻される制度です。

◇ 支給対象外となるもの

- ・ 海外で行われている治療を受けるために海外へ渡航し、治療を受けたとき
- ・ 長期にわたり、日本国外に居住・滞在しているとき
- ・ 日本において保険適用となっていない治療を受けた場合（日本で認可の下りていない医療行為、美容目的の整形や歯科矯正等、自然分娩等）
- ・ 保険適用外の費用（入院時の差額ベッド代等）
- ・ 交通事故やけんかなど第三者行為や不法行為に起因する病気やけが
- ・ 海外の公的保険から給付を受けているとき（一部支給となる場合もあります。）。

◇ 支給金額について

- ・ 支給対象となるのは、日本国内の保険診療として認められた治療に限られます。また、支給金額は日本国内で同様の治療を受けた場合を基準として審査により決定されるため、実際の支払額と比べて少なくなる場合があります。

◇ 申請から支給までの流れ

①申請書及び必要書類を入手する	海外渡航の前に、必要書類をプリントアウトして携帯してください。流山市HPからダウンロードできます。 (HP番号:1039126)
②医師の記入をもらう	海外で医療機関にかかった場合、治療費の全額を医療機関に支払い、領収書を受け取ります。「診療内容明細書」、「領収明細書」を医師に記入してもらい、受け取ります。
③申請する	帰国後に、本人が必要書類等を持参し申請を行います。
④審査・支給決定	国保連合会において書類を審査し、日本国内で同様の治療をした場合における日本の保険診療の範囲内で支給額を決定します。
⑤支給	申請月から概ね3～4か月後にご指定の口座へ振込みします。

◇ 申請に必要な書類

(1)	「診療内容等明細書」と「領収明細書」	(医科の場合) <input type="checkbox"/> 診療内容明細書(様式A) <input type="checkbox"/> 領収明細書(様式B) (歯科の場合) <input type="checkbox"/> 歯科診療内容明細書(様式C) <input type="checkbox"/> 領収明細書(様式B) (様式C以外の費用がある場合)
(2)	「診療内容等明細書」と「領収明細書」の日本語訳文	翻訳者の氏名、住所等を記載し、押印のあるもの(任意様式)
(3)	領収書(写し不可)	現地で支払った際の領収書の原本
(4)	国民健康保険療養費支給申請書	記入例を参考に記入
(5)	調査に関わる同意書	療養を受けた本人等の署名・押印
(6)	渡航期間を確認できるもの	受診した方のパスポート、搭乗券等
(7)	振込口座がわかるもの	通帳やキャッシュカード等
(8)	受診した方の保険証	
(9)	受診した方の個人番号(マイナンバー)がわかるもの	マイナンバーカード、通知カード

◇ 申請にあたっての注意事項

- 提出書類(1)から(5)は、1か月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ必要となります。
- 歯科の治療をされた方は、「様式C」1枚で「様式AB」の内容を兼ねますが、「様式C」に記載されている以外の費用が生じている場合には、「様式B」も必要です。
- 医療機関からの書類等が外国語で記載されている場合、翻訳者の氏名、住所を記入し、押印した日本語の翻訳文を必ず添付してください。なお、翻訳があいまいな場合、別の翻訳者での日本語翻訳文を依頼する場合があります。
- 申請窓口は市役所本庁での窓口のみとなります。郵送・出張所での申請は受け付けておりません。
- 海外で治療費の支払いをした日の翌日から2年を経過すると時効により申請できなくなります。